

「組合員証・被扶養者証」の各手続きについて

組合員証及び被扶養者証は、クレジットカード等と異なり効力を停止することができないため、大切に管理してください。

組合員本人はもとより、被扶養者の方も適切な管理をお願いします。



再交付の手続き



- 組合員証等を紛失した、または盗難にあった
(悪用防止のため、必ず警察署へ届出をしてから、再交付手続きを行ってください。)
- 裏面の余白がなくなった(組合員証等を添付)
- 破損または経年により文字が不鮮明で記載事項が見えなくなった(組合員証等を添付)

紛失及び盗難以外は組合員証等を添付のうえ、「再交付申請書」(福利厚生ハンドブック[※]216P掲載)を提出してください。

組合員証等の記載が不鮮明なため、病院等からの照会が増えています。早めに手続きをお願いします。

記載事項(氏名等)変更の手続き



- 婚姻等で姓が変わった
(確認書類:戸籍謄本の写しを添付)
- 氏名の漢字や生年月日に誤りがある等
(確認書類:免許証等公的機関が発行したものの写しを添付)

確認書類及び組合員証等を添付のうえ「記載事項等変更申告書」(福利厚生ハンドブック[※]214Pに掲載)を提出してください。

姓が変わった場合など、状況により組合員証だけではなく被扶養者証等も記載の変更が必要となります。ご不明な場合は青森支部へ確認してください。

記載事項(住所)変更の手続き



- 異動等で組合員と被扶養者が引っ越しした
- 進学や就職等で被扶養者が引っ越しした
(住民票を居住地へ移さない場合の届出は不要)
- 住所表示が変わった

「記載事項等変更申告書」(福利厚生ハンドブック[※]214Pに掲載)を提出してください。

組合員証(被扶養者証)の添付は不要です。裏面の住所欄に新住所を自署してください。

※変更する被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者の場合は、「国民年金第3号被保険者住所変更届」を併せて提出してください。なお、その配偶者が新住所に住民票を移し、支部へマイナンバーの届出が済んでいる方は、「国民年金第3号被保険者住所変更届」の提出は不要です。

青森支部では、届出住所に、ねんきん定期便、特定健診の受診券、給付金決定通知書等を送付しております。

※転居先住所の届出がないと、通知が届かないことがありますので、早めの手続きをお願いします。

各手続きの様式等は所属所に配付している「福利厚生ハンドブック」に掲載されています。所属所事務担当者にお尋ねください(様式等はホームページからもダウンロードできます。)